

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年8月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800012 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800011 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 56 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 33 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年*月から昭和 56 年 6 月まで

私は、請求期間の大半（昭和 56 年 3 月まで）は大学生であり、大学卒業後の数か月はアルバイトをしていた。時期は分からないが、亡くなった父親が私の将来に備えて、国民年金の加入手続を行ってくれた。保険料については、両親又は祖母が私の保険料を納付してくれていたはずである。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、両親又は祖母が請求期間の保険料を納付してくれていたとしているところ、その両親及び祖母は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続に直接関与しておらず、これを行ってくれたとする父親は既に亡くなっていることから、請求者に係る国民年金の加入手続状況を確認することができない。

また、請求期間に係る保険料の納付について、請求者によると、これを行ってくれたとする父親及び祖母は既に亡くなっており、母親は高齢のため当時の状況を聴取することは難しいとしているため、当時の同居親族である兄から聴取をしたものの、兄も自身及び家族の保険料納付に直接関与していない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平

成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、両親及び祖母は請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、紙台帳検索システムによると、請求者が請求期間当時に居住していたとするA市及びB市のいずれにおいても、請求者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないため、請求期間について、国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていた形跡がうかがえない。

その上、両親については、請求期間に係る国民年金加入期間において保険料の未納はないところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、両親は請求期間前に加入手続が行われ、保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、請求者については、上述のとおり、請求期間において国民年金に未加入であり、両親とは事情が異なることから、両親の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

このほか、両親及び祖母が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800038 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1800012 号

第 1 結論

昭和 57 年 4 月から昭和 61 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月から昭和 61 年 5 月まで

私の国民年金の加入手続については、具体的な時期は分からないが、私が大学卒業（昭和 57 年 3 月）後、就職（昭和 61 年 6 月）するまでの間に、母親が、実家のある A 市で行ってくれたと思う。保険料については、母親がどのように納付してくれていたかは分からないが、就職した時期から 1 年ぐらいまでの間に、請求期間のうち、どの期間の保険料であるかは分からないが、一部期間の保険料として、母親が用意してくれた約 17 万円を自宅近隣の郵便局で私が一括納付した覚えもある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る請求期間当時の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする母親は、オンライン記録によると、第 3 号被保険者資格の制度が開始された昭和 61 年 4 月から国民年金に加入しているところ、当該加入手続関係については、遅滞なく行われており、その年金記録から母親は、年金制度への関心があったことがかいま見える。

しかしながら、請求者は、請求期間当時における国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっていることから、請求者に係る請求期間当時の加入手続状況及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、母親が実家のある A 市で国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきていたと思うとしているところ、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間の大半（昭和 61 年 5 月 29 日まで）については、B 市又は C 市 D 区（現在は、C 市 E 区）に住所地を定めていることが確認できる。請求期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付については、原則、住民登録のある住所地で行う必

要があったため、母親は、請求期間の大半においてA市で請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことはできなかったものと考えられ、請求者の主張とは相違している。

さらに、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者及び母親は、請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、請求者は、請求期間後に当たる就職した時期から1年ぐらいまでの間に、請求期間のうち、一部期間の保険料として、母親が用意してくれた約17万円を自身が一括納付したことがあるとしているものの、その具体的な納付時期や納付対象期間については覚えていないとしているため、請求期間後における納付状況の詳細をうかがい知ることができない上、上述のとおり、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であることを踏まえると、請求者が請求期間後に納付した記憶があるとするものが何に関するものであったのかは不明であるものの、少なくとも、請求者の国民年金に係る保険料であったとは言い難い。

このほか、請求者及び母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800032 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800038 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 28 年 3 月から同年 11 月 21 日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A 社における資格取得日が昭和 28 年 11 月 21 日となっているが、昭和 28 年 3 月から勤務していたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、自身が所持する年金手帳の『被保険者となった日』の欄に『昭和 28 年 3 月』と請求者自身が記憶に基づいて記載したと主張し、訂正請求をしている。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者は、B 社において、昭和 28 年 11 月 21 日に資格取得、昭和 53 年 4 月 20 日に離職していることが確認できるところ、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、B 社は、請求期間は 65 年程も以前のことであり、当時の事務担当者もおらず、人事記録を含め、当時の資料は一切見付からない旨回答等しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求期間における請求者の勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。